平成２７年（フ）第１８０号
（最後の住所地）三重県四日市市楠町北五味塚401番地４
破産者　被相続人亡石田康郎相続財産
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４２２号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目184番地
破産者　株式会社畑中
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１０号
兵庫県尼崎市浜２丁目22番８―307号
破産者　有限会社マルブン運送サービス
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３２号
広島県福山市東川口町５丁目17番22号
破産者　株式会社オートガレージ・アクセル
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６９号
香川県丸亀市綾歌町富熊505番地１
破産者　日精金型株式会社
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１１３号
香川県坂出市川津町3329番地14
破産者　ホリグチ薬局有限会社
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

平成１９年（フ）第２９４２号
福岡市博多区博多駅前１丁目18番７号
破産者　エフ・エー・シー株式会社
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２３号
福岡県大川市大字坂井661番地２
破産者　田中　祐二
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
鹿児島県南九州市頴娃町別府2796番地１、破産手続開始決定時の住所鹿児島県南九州市川辺町野間4961番地１
破産者　福元　眞洋
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第４６９号
北九州市門司区黄金町３番18―301号
破産者　酒井　優治
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９号
福岡県遠賀郡芦屋町祇園町３番３号　ドミールあしや102号、開始決定時の住所福岡県遠賀郡芦屋町高浜町３番10号　児玉ビル401号
破産者　児玉　健志
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２８４号
札幌市豊平区豊平１条２丁目１番19―２号セトル豊平Ⅱ―502号、開始決定時の住所北海道北広島市大曲末広２丁目13番地11
破産者　石田　一夫
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５号
青森県五所川原市字蘇鉄46番地12
破産者　三浦　　諭
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字福塚116番地２　グラビオーラⅠ　103号、開始決定時の住所愛知県知多市新知東町３丁目30番地の７
破産者　彦坂亜弥美（旧姓植田）
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３７号
名古屋市守山区小六町18番９号　シティライフ城下203号、開始決定時の住所名古屋市昭和区萩原町５丁目17番地　ライオンズマンション萩原町101号
破産者　塩田　康博
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４７号
大阪府八尾市大竹７丁目60番地
破産者　木戸三樹男
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８７２号
大阪市此花区高見１丁目７番16―310号
破産者　糸矢　光慶
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２２２号
大阪市西淀川区佃３丁目19番10―708号、前住所大阪市福島区大開２丁目２番24号
破産者　米森　孝司
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部